

# 特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会

## 第16回理事会議事録案

日時 平成28年9月30日(金) 12:45~13:45  
場所 産業技術総合研究所 臨海副都心センター 別館11階会議室C  
(東京都江東区青海2-4-7)  
出席者 清水会長、木下副理事長、大林理事、瀬々理事、浜田理事、松田理事、  
光山理事、山口理事、浅井理事、有田理事、岩崎理事、荻島理事、  
五斗理事、白井理事、富井理事、中尾理事、山西理事  
(表決書提出) 金井理事  
以上17名出席扱  
オブザーバ 遠藤次期年会長、事務局水谷  
松田、齋藤(クバプロ)

議長 清水理事長(定款第35条による)

### 配布資料

- ・ 議案書
- ・ 定款修正案
- ・ 研究会公募要領案
- ・ ISCB アフィリエイトの件
- ・ 会員資格喪失の件
- ・ 年会報告
- ・ 研究会報告

清水理事長より第16回理事会開催にあたって挨拶があり、議事録署名人として光山理事、富井理事が指名され、全会一致で承認された。

### 議案

#### 第一号議案 定款の変更について

清水理事長より別紙1の定款の変更案について以下の説明が行われた。

##### 1. 学会所在地の変更について

学会事務局を株式会社クバプロに委託したことに伴い、学会所在地が変更になるため、第2条を以下のように変更する。

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都千代田区飯田橋三丁目11番15号 UEDAビル6階 株式会社クバプロ内 に置く。

##### 2. 理事の任期に関する変更

理事を半数ずつ改選する方式が定款に沿わないと、東京都生活文化局より指摘された。東京都生活文化局の指摘によると、改選によって選任された半数の理事が「補欠のため、または増員によって就任した役員」とみなされ、非改選の理事が「現任者」となるので、改選された理事の任期が非改選の理事とそろって1年だけと解釈される。細則には毎年10名の理事を改選するとあるが、定款は細則に優先するので、定款の修正が必要となる。東京都生活文化局から「または現任者」を削ってはどうかとの助言があり、それによって定款第16条の5を以下のように修正する。

#### 第16条

5 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間

とする。

### 3. NPO 法人法の改正にともなう定款の変更

NPO 法人法が改正され、定款に用いられる用語が変更されたことに伴い、定款を以下の通りに修正する。

#### 3-1. 「拋出金品の不返還（現行見出し）」の変更

（入会金及び会費の不返還）

第 12 条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

#### 3-2. 「権能」の変更

（権能）

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

（4）事業計画及び予算並びにその変更

（5）前年度の事業報告及び活動決算

#### 3-3. 「資産の構成」の変更

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

#### 3-4. 「事業計画及び予算」の変更

（事業計画及び予算）

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 3-5. 「暫定予算」の変更

（暫定予算）

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 3-6. 「予備費の設定及び使用」の変更

（予備費の設定及び使用）

第 44 条 削除（以下、条ずれ）

#### 3-7. 「事業報告及び決算」の変更

（事業報告及び決算）

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

#### 3-8. 「定款の変更」の変更

（定款の変更）

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なけ

ればならない。

### 3-9. 「解散」の変更

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(5) 破産手続き開始の決定

### 3-10. 条ずれに関する変更

第 44 条を削除し、第 45 条以下を 1 条ずつ繰り上げる。

以上について、慎重に審議を行い全会一致で承認され、10 月 1 日の総会で承認を得ることが確認された。

## 第二号議案 熊本地震で被災した学会員に対する支援

### 1. 被災した学会員の学会費の免除について

清水理事長より熊本地震で被災した学会員に対して支援を行いたいとの説明があった。清水理事長の指示により事務局で調査を行ったところ、熊本県、大分県在住の会員は 3 名のみであり、平成 28 年度会費はすべて支払い済みであったため、平成 29 年度会費を免除することとなり、全会一致でこれを承認した。

### 2. チャリティー学会の開催について（報告事項）

清水理事長より、第 55 回の生物物理学会が来年 9 月に熊本で開催されるにあたり、JSBi として協力を行うことが説明され、引き続き ML などで検討していくことが了承された。

## 第三号議案 研究会について

### 1. 研究会・地域部会の公募要領の規定

清水理事長より別紙 3 の公募要領改定案が示され、慎重な審議の結果、全会一致で改定案が承認された。

### 2. 年度後期の公募について

改定された公募要領に従い、年度後期の公募を行うことが了承された。

## 第四号議案 Oxford Journals JSBi Prize について（報告事項）

### 1. H28 年 Oxford Journals JSBi Prize の選考結果

平成 28 年度 Oxford Journals JSBi Prize について、慶應義塾大学の荒川和晴会員が受賞者に選ばれたことが、清水理事長より報告された。

### 2. Oxford Journals JSBi Prize に関する規定の改定（報告事項）

Oxford Journals JSBi Prize の募集規定について、これまで 39 歳未満としていたものを 38 歳未満と改めることが、持ち回り理事会の審議で承認されていることが、清水理事長より報告された。

## 第五号議案 年会について

### 1. 平成 29 年 年会開催準備の経過報告（報告事項）

平成 29 年度年会長の遠藤俊徳幹事より 9 月 27 日～29 日に北海道大学情報科学研究科にて開催する予定である旨、説明があった。

### 2. 平成 30 年 年会長の決定

平成 30 年度年会長について、慶應義塾大学の富田勝先生にお願いしたい旨、清水理事長より提案があり、慎重な審議の結果、全会一致で承認された。

第六号議案 ゲノム情報の個人情報保護法改正法における取扱いについての提言（報告事項）

「ゲノム情報の個人情報保護法改正法における取扱いについての提言」が取りまとめられ、平成 28 年 7 月 15 日付で、JSBi ホームページに掲載されていることが、荻島理事より報告された。

第七号議案 ISCB Professional Member の確認と今後の関わり方について

JSBi に ISCB プロフェッショナルメンバーが 10 名以上おり、Affiliate Fee が免除されることから、JSBi として ISCB Affiliate Grope を継続することについて、別紙 7-1、7-2 を基に議論が行われ、全会一致で承認された。

第八号議案 会費滞納者の会員猶予期間の短縮について

クバプロへの業務委託費の縮減につながることから、会員実数を正確に把握するために会費滞納の猶予期間を短縮することについて検討してはどうかと清水理事長より提案があったが、今回の理事会では結論を出さず、引き続き検討を行うことが全会一致で承認された。

以上

この議事録が正確であることを証します。

平成 28 年 9 月 30 日

特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会

理 事 長 清 水 謙 多 郎



議事録署名人 光 山 統 泰



議事録署名人 富 井 健 太 郎

